

## 産学協同研究助成金に係る助成限度額及び採択基準の引上げについて

### 1 改正理由及び内容

#### (1) 助成限度額の引上げについて

産学協同研究助成金については、市内の大学と播磨連携中枢都市圏内に所在する企業との協同研究にかかる費用の一部を助成することにより、市内大学の学術振興と企業の製品開発・技術向上の推進を支援することを目的としている。

急速に技術革新が進む現在においては、助成事業自体も常に技術の進歩や研究環境・社会情勢の変化などに応じた効果的な制度であることが求められており、大学と企業によるより高度な研究を促進するためには、競争性の向上や研究の活性化を図る仕組みとする必要がある。

また、本事業の寄附者からも産業界に資する高度な研究に対して重点的に助成したいという意向が示されている。

これらのことから、本制度を大学及び企業にとってより魅力的なものとし、本助成金への応募件数の増加を図ることにより、競争性を高め、より高度な研究への支援につなげるため、現行の補助率（研究経費の4/5以内）を維持しつつ、助成金の上限額を200万円から250万円に引き上げたい。

#### (2) 採択基準の引上げについて

現行の採択基準は、『奨学学術振興事業実施要綱』第4条の3の規定により、「姫路市産学協同研究助成選考委員会での選考の際に出席した委員の人数に、委員1名当たりの持ち点25点を乗じた数の5割以上に相当する得点を獲得した研究グループの中から、予算の範囲内で支給対象を決定する」と規定されている。

今回、上記の助成限度額の引上げに伴い、厳選されたより高度な研究への支援を行うために、採択基準を現行の5割以上から6割以上に変更したい。

なお、現行の採択基準設定後の過去3年間における産学協同研究助成金の採択状況を見ると、得点率が6割以上の研究は、約90%（18件/20件）となっている。